

災害時の社協の役割

災害ボランティアセンターとは

いざ災害が起きた時、小金井市災害対策本部が災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断した場合は、市と社会福祉協議会(社協)の協定に基づき、社協に災害ボランティアセンターの設置・運営を要請する形になります。

大規模災害(地震・風水害など)が発生し、災害ボランティアセンターの設置が必要と判断された場合、発災2~3日以内に設置される予定となっています。

被災した人たちが地域を支援するために臨時的・応急的に作られるボランティアセンターです。

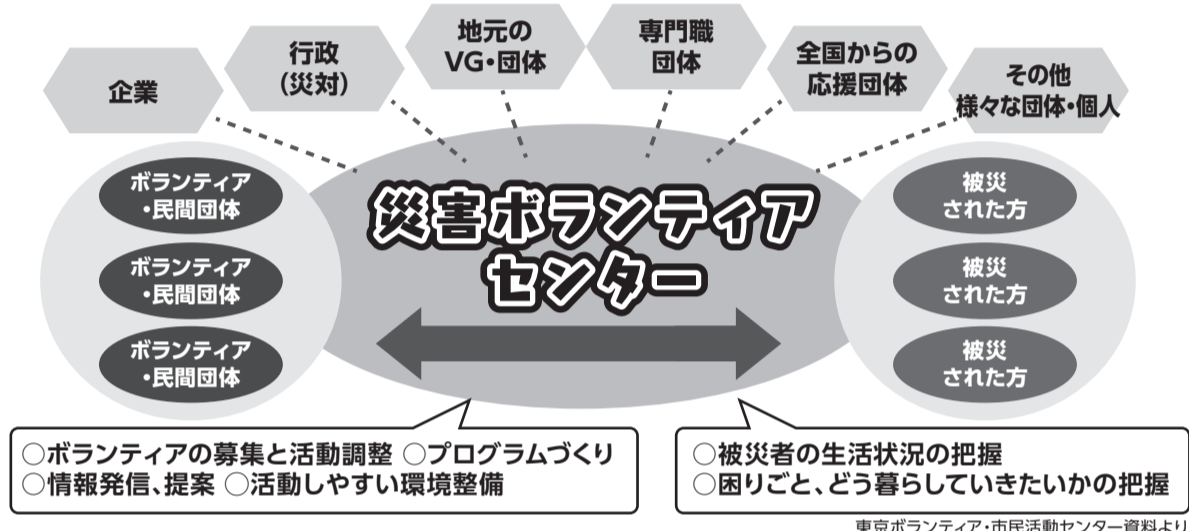
災害ボランティアセンターの役割を一言で言えば、「被災者が元の生活に早く戻れるように、ボランティアと協力して生活を支援すること」と「ボランティアが活動しやすいように、調整し、応援する」ことです。

また、災害時に、迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターを設置・運営するためには、事前に「誰が」「どのように」行動するかを決めておく必要があります。

そのため、大規模災害時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定しています。
※<http://koganei-cos.org/img/file26.pdf>

- 災害ボランティアセンターの運営のポイント**
- 被害状況の把握
 - ニーズ把握
 - 作業系一般ボランティア活動調整
 - 被災者支援プログラム作り
 - 様々な支援団体の地域への調整
 - 情報発信・情報共有
 - 行政との連絡・調整

災害ボランティアセンターのイメージ



普段は特に支援を必要としない方々も、いざ災害が起きた時、生活に支障が生じ、身心が急速に衰弱していくとハイリスク予備軍となりえます。高齢者、障がい者、要配慮者、また子ども・子育て世代、性的マイノリティ、外国人等に関わる当事者、ボランティア、団体、関係機関とのネットワークを平時から築いていくことは発災時に大きな力となり、被災者支援を速やかにすすめることができます。これまで社協が構築してきた地域のボランティア、福祉団体との連携をさらに強化し、被災し、支援が必要な方に対する生活支援や、復興支援を速やかにすすめていきたいと思ひます。皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

東京ボランティア・市民活動センター資料より

ふれあい・いきいきサロン紹介

本会で実施している「ふれあい・いきいきサロン」は現在49団体が登録しています。地域の居場所として活動してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、開催できない時期が続いてきました。まだまだ感染症に十分注意していかなくてはなりません、少しずつ日常を取り戻し、地域のつながりを大切に活動をするしていきたいと思ひます。今回はその中の6団体の活動を紹介しします。

交流サロン コスモスⅡ

身近なところで、気軽に集って一緒にしゃべり。たのしいひと時を過ごしませんか?
※予約なし飛び入り参加OK。

とき 毎月第1・3木曜日 10:00 ~ 11:00
ところ 都営貫井南町4丁目アパート集会所 (小金井市貫井南町4丁目21-7)
参加費 100円/1回
問合せ先 080-5085-4260 (藤崎)

ゆるカフェ ちいさな森

ずっと家にひきこもっていたり、学校をお休みしているという方のご家族のための交流の場です。

とき 原則第2金曜もしくは第2土曜
金曜の場合 19:00 ~ 21:00
土曜の場合 14:00 ~ 16:00
ところ Cafe5884 小金井市桜町11-21
参加費 300円
定員 8名 (要予約)
問合せ先 042-387-1004 (小林)

小金井市親子英語サークル PIKARIN

とき 毎月1~2回 10:00 ~ 11:00
ところ 武蔵野公園
参加費 1,000円(1ファミリー)
※開催日の詳細はブログにてご確認ください。
<https://ameblo.jp/englishkoganei0123/>

お隣さんカフェ

気軽に楽しくお隣さんとおしゃべりしましょう!
東町5丁目町内のボランティアさんが美味しいお茶をはこんだり、お話しに加わります。散歩のついでに立ち寄り、楽しいひとときをお過ごしください。

とき 毎月1回14:00~16:00(毎月第4週の平日を予定)
ところ 東町友愛会館1階和室
参加費 100円
その他 申込制。電話にてお申込みください。
問合せ先 042-387-5185(武田)

親子サロン よってこ

梶野公園の並びにある稲荷神社さんの社務所をお借りしています。乳幼児連れの親子を中心に誰でも散歩途中に寄れるサロンです。お子さんには本やおもちゃが、親御さんには雑誌や飲み物のご用意があります。ただ、遊んでいくのは無料で、持ち込みもOKです。ドリンクや探みほぐしなどの面白いメニューもあります。

とき 基本は第2第4木曜日の月2回
※イベントやスタッフの都合で変わる時もあります。
9:30 ~ 16:00(今はコロナ禍で13時まで)
ところ 梶野公園並びにある神社の社務所
※出入り自由、持ち込み自由。気軽に遊びに来てください。
問合せ先 oyakodeyotteko@gmail.com
Instagram: <https://www.instagram.com/oyakode.yotteko/>



たち寄り処「森のこみち」

とき 毎月第4木曜日 10:00 ~ 15:00
ところ 本町4-10-22
参加費 100円
問合せ先 042-387-0011 (小金井ボランティア・市民活動センター)

小金井市 福祉総合相談窓口

むりょうそうたん 無料相談

- ◆ 年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての方が対象です。
- ◆ 生活上のさまざまな不安や課題を受け止める福祉の総合相談窓口です。
- ◆ 本人、家族、関係者、どこに相談したらよいか不明な方、お気軽にご相談ください。専門員(地域福祉 コーディネーター)が相談に応じます。まずは電話で相談の予約をお願いします。

例えば

- ・失業後、なかなか仕事が見つからず、家賃が払えない。
- ・ひきこもりの家族がいる。将来のことが心配。
- ・計画的にお金が使えず、生活に困ることがある。
- ・住むところがない、失うおそれがある。
- ・税金を滞納している。

受付時間 8:30 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
休日窓口 原則第1日曜日 9:00 ~ 13:00 (市役所の休日窓口第1開庁日に準ずる)
電話 042-386-0295
FAX 042-386-1294
所在地 小金井市本町5-36-17 (小金井市社会福祉協議会内)

主な事業内容

- ◆ **福祉総合相談** (生活困窮者自立相談を含む)
生活の困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。適切な支援と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら就労、居住などの自立に向けた支援を行います。複合的な課題については、関係機関と連携して包括的な支援を行います。
(住居確保給付金の支給(家賃補助))
離職や休業等に伴う収入の減少により、住居を失った方または失うおそれのある方に、原則3か月間(最長9か月間)、家賃相当額(上限あり)を支給します。収入基準額等の支給要件があります。
- ◆ **家計改善支援**
日常のお金の使い方の見直しや、収支のバランスなどについてアドバイスをし、安定した家計管理が行えるように支援します。要件に該当する場合は、公的制度や貸付など他制度も紹介します。
- ◆ **ひきこもり相談**
- ◆ **地域活動支援**
地域共生社会の実現に向け、地域の資源との連携やネットワークづくりなどの地域活動を支援します。 ※ この窓口は小金井市が設置し、小金井市社会福祉協議会が運営を受託しています。

「ひきこもりで悩む家族が集う場所」

開催のご案内

ひきこもりがちな家族がいる方の方集う場所です。同じ悩みを共有し、気持ちが軽くなることを目的とし、令和2年11月よりスタートしました。お気軽にご参加ください。

日時 10:00 ~ 12:00 毎月第二火曜日
定員 10名
参加費 無料(要予約)
開催場所 小金井市社会福祉協議会B会議室
申込・問合先 福祉総合相談窓口 ☎042-386-0295



権利擁護センター ふくしネットこがねい

小金井市権利擁護センターは、認知症の高齢者や精神に障がいのある方、知的に障がいのある方、身体に障がいのある方、要介護高齢者に対し、市役所等の手続きのお手伝いや日常的なお金の出し入れなどをお手伝いする「地域福祉権利擁護事業」と認知症等で判断力に不安のある方に対し、後見人をつける「成年後見制度」の推進機関として、利用支援を行うセンターです。小金井市権利擁護センターでは、下記のような様々な事業を行っています。

相談事業(無料)

- センターでは、5つの相談を行っています。
- 1 総合相談
 - 2 福祉サービス利用に際しての相談
 - 3 判断力に不安のある方等への権利擁護相談
 - 4 成年後見制度の利用相談
 - 5 福祉サービスに対する苦情相談

成年後見制度

成年後見制度の相談の他、制度を推進するための下記の事業を行っています。

- 1 成年後見制度普及のための講演会
- 2 専門家による相談会
- 3 親族後見人や専門職後見人等との連絡会
- 4 センター運営に助言をいただくため運営等審査会の開催
- 5 市民後見人の養成と活用
- 6 成年後見制度に関する市内団体との連絡会の開催
- 7 法人後見人や後見監督人の受任 など

問合せ先 権利擁護センター ☎042-386-0121

地域福祉権利擁護事業(有料)

- 利用できる人**
認知症の高齢者の方や精神に障がいのある方、知的に障がいのある方、身体に障がいのある方、要介護高齢者
- サービス内容**
- 1 **福祉サービス利用援助サービス**
・介護保険等福祉サービスに関する利用援助
・郵便物の確認 ・契約に対する補助や立ち合い
・本人が在宅で生活していくための情報提供 など
 - 2 **日常的金銭管理サービス**
・税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃等の支払い手続き
・年金や福祉手当の受領に必要な手続き など
・日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預け入れなどの手続き
 - 3 **書類預かりサービス**
・定期預金の通帳 ・土地家屋の権利書 ・契約書類
・保険証書 ・年金証書 など
- ※日常的な金銭管理サービスと書類預かりサービスのみの利用はできません。福祉サービス利用援助サービスの併用が必要です。
- 利用料金**
- ① **福祉サービス利用援助サービス**
1回 1時間 1,500円(以降、30分ごとに600円を加算)
 - ② **日常的な金銭管理サービス**
・通帳を預からない場合 1回 1時間 1,500円
・通帳を預かる場合 1回 1時間 3,000円(以降、30分ごとに600円を加算)
 - ③ **書類預かりサービス** 1か月 1,000円